
議題 企業会計基準委員会の最近の活動状況について

項目 税効果会計専門委員会の進捗状況

検討の経緯

1. 1998年10月に我が国における税効果会計に関する会計基準として企業会計審議会から「税効果会計に係る会計基準」が公表された。当該会計基準を受けて、日本公認会計士協会（JICPA）から会計上の実務指針が公表された。また、繰延税金資産の回収可能性に関する監査上の取扱いとして、1999年11月に監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第66号」という。）が公表された。
2. 繰延税金資産の回収可能性について、IFRS及び米国会計基準では、詳細なガイドランスはない。一方、税効果会計導入当時、将来を見積る会計実務が成熟していなかったため、過去の事象をベースに、会社を5つに分類し、分類ごとに繰延税金資産の計上額に関する限度を定める監査委員会報告第66号が定められた。
3. 2012年11月に開催された第16回基準諮問会議において、財務諸表の作成者から、監査委員会報告第66号のASBJへの移管と見直しをASBJの新規テーマとすることが提案された。
4. 基準諮問会議において検討の結果、2013年12月に、JICPAからASBJに移管し見直しを行うことが基準諮問会議よりASBJに提言された。これを受け、ASBJは、税効果会計専門委員会を設置して、2014年2月から審議を開始した。

繰延税金資産の回収可能性に関する検討状況

5. 税効果会計専門委員会では、JICPAから税効果関係の実務指針7本を移管すべく審議を行っている。その中で現在は、繰延税金資産の回収可能性に関する実務指針について、先行して移管し、公開草案を公表する予定で審議している。
6. 現在、ASBJの審議においては、仮に監査委員会報告第66号の会社分類に関する規定をベースに見直しを行う場合の適用指針の文案を審議している。

（会社分類の見直し）

7. 会社分類について、主に以下を見直すことを提案している（詳細は資料(2)-2別紙を参照）。
 - 例示区分3号に該当した場合、監査委員会報告第66号では課税所得の見積り期間として「おおむね5年内」の課税所得を限度としているが、反証規定を設け、5年を超える期間について、回収可能であることを合理的に説明できる場合には、その範囲における繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

- ▶ 例示区分 4 号に該当した場合、監査委員会報告第 66 号では課税所得の見積り期間として「翌期の課税所得」を限度としているが、税務上の欠損金等が「事業のリストラクチャリングや法令等の改正などによる非経常的な特別の原因により発生したもの」である場合には、「おおむね 5 年内」の課税所得を限度とすることが認められている。

これを、特定の要件ではなく、重要な税務上の欠損金を計上した場合等であっても、将来において 5 年超にわたり安定的な課税所得が継続して生じることが合理的に説明できる場合には、例示区分 2 号に該当し、将来においておおむね 3 年から 5 年程度は課税所得が生じることが合理的に説明できる場合には、例示区分 3 号に該当するものとして取り扱う。

- ▶ 例示区分 2 号に該当した場合、監査委員会報告第 66 号ではスケジューリング不能な一時差異について一律に回収可能性がないものとされているが、一定の要件を満たした場合、スケジューリング不能な一時差異について回収可能性があるものとする。

(開示—注記)

8. 第 15 回専門委員会 (2015 年 2 月 17 日) では、回収可能性に関連する開示 (注記) について議論している。以下のような案について、検討を行っているが、第 15 回専門委員会後に財務諸表利用者に対するアウトリーチを行っており、その状況を踏まえ、改めて検討を行う予定である。

- ▶ 分類そのものの開示について、財務諸表利用者から開示のニーズが聞かれている。

一方、企業の分類は多数の納税主体に関する判断の積み上げであるため、連結グループを構成する一部の国内企業の分類を開示しても、それのみでは有用な情報とはならない可能性があると考えられる。また、一般的に、財務諸表注記においてグループ企業個社ごとの分解情報は要求されていないため、他の注記情報とのバランスを考慮すると、当該情報の開示を要求することは過大な負担を要求することとなる可能性があると考えられる。

これらの理由により、分類そのものの開示を行うことは適切ではない旨を提案している。

- ▶ (分類 3) に該当する企業の場合、例えば、5 年を超える期間の課税所得に基づいて繰延税金資産を計上する場合、回収可能性があるかと判断する根拠や計上額を説明する情報を開示することは、投資家にとって繰延税金資産の計上根拠に関する理解可能性や予測可能性を高める情報となる可能性があるとの意見がある。

一方、その前提となる合理的な見積可能期間の 5 年は、実務に定着している

状況を踏まえて監査委員会報告第66号から踏襲するものであり、5年を超える期間の判断根拠のみを開示することは、理由に乏しいとの意見も聞かれる。

- 重要な税務上の欠損金が生じている場合に繰延税金資産の回収可能性があると判断する根拠や計上額を説明する情報は、投資家にとって繰延税金資産の計上根拠に関する理解可能性や予測可能性を高める情報となる可能性があるとの意見がある。
- 今後の進め方として、次の2つを提案している。
 - (案1) 重要な税務上の欠損金が生じている場合に繰延税金資産の回収可能性があると判断する根拠や計上額を説明する情報について、開示を求めるかどうかについてさらに検討する。
 - (案2) 繰延税金資産の回収可能性に関連する開示(注記)を含む税効果会計に係る開示(注記)についての検討は、繰延税金資産の回収可能性に係る適用指針案の後に移管される残りの実務指針と一緒に検討する。

(適用時期)

9. 第14回専門委員会(2015年1月30日)では、経過措置及び適用時期について議論している。なお、今後の検討状況を踏まえ、改めて検討する予定である。
 - 監査委員会報告第66号に従った会計処理から適用指針(案)に従った会計処理への変更は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当する。
 - 適用指針(案)の任意の遡及適用を認めることは適切でなく、一律に遡及適用しない旨を適用指針(案)の経過的な取扱いとして定める。
 - 適用指針(案)を初めて適用する年度の期首時点で会計方針の変更による累積的影響額を算定し、当該期首時点の利益剰余金に計上する。
 - 強制適用の時期について、(案1)平成28年4月1日以後開始する年度の期首から、(案2)平成29年4月1日以後開始する年度の期首から、の2つの案を提案している。
 - また、早期適用について、(案A)適用指針公表日以後開始する年度の期首から認める、(案B)適用指針公表日以後終了する四半期から認める、の2つの案を提案している(強制適用の時期と早期適用の開始時期を組み合わせると3つの可能性が考えられる。3月決算会社を前提とし、また、仮に平成27年4月1日に開始する年度の第3四半期に適用指針が最終化されるケースを仮定している。詳細は本資料の参考を参照)。

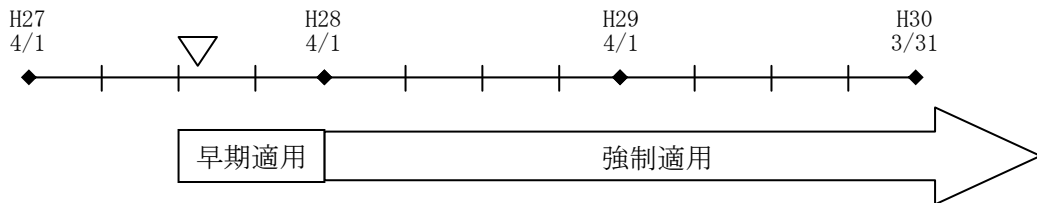
以上

参考：強制適用の時期と早期適用の開始時期

強制適用の時期（2つの案）と、早期適用の開始時期（2つの案）を組み合わせると、強制適用の時期と早期適用の開始時期について以下の3つの可能性が考えられる（3月決算会社を前提とし、また、仮に平成27年4月1日に開始する年度の第3四半期に適用指針が最終化されるケースを仮定している。）。

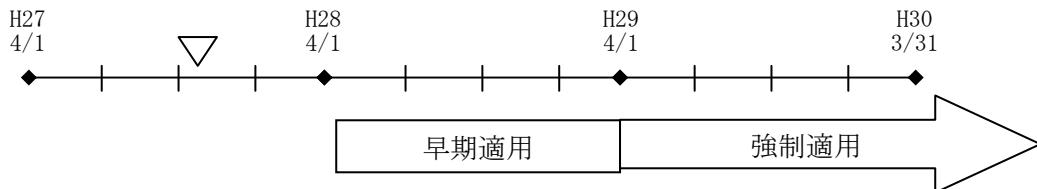
【Ⅰ. 案1と案Bの組合せ】

平成28年4月1日以後開始する年度（3月決算会社の場合は平成29年3月期）の期首から強制適用、適用指針公表日以後終了する四半期からの早期適用（3月決算会社の場合は平成27年第3四半期からの早期適用や平成28年3月期の年度末からの早期適用）を認める。



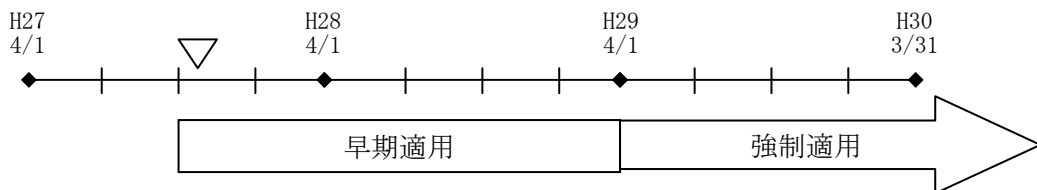
【Ⅱ. 案2と案Aの組合せ】

平成29年4月1日以後開始する年度（3月決算会社の場合は平成30年3月期）の期首から強制適用、適用指針公表日以後開始する年度の期首からの早期適用（3月決算会社の場合は平成29年3月期の期首からの早期適用）を認める。



【Ⅲ. 案2と案Bの組合せ】

平成29年4月1日以後開始する年度（3月決算会社の場合は平成30年3月期）の期首から強制適用、適用指針公表日以後終了する四半期からの早期適用（3月決算会社の場合は平成27年第3四半期からの早期適用や平成28年3月期の年度末からの早期適用）を認める。



以上